

着地型体験プログラムの開発・催行業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

1 業務概要

(1) 業務名

着地型体験プログラムの開発・催行業務（以下「本業務」という。）

(2) 本業務概要

着地型体験プログラムの開発・催行業務委託要求水準書（以下「水準書」という。）のとおりとする。

(3) 提案上限額

3,300千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号第3条）に規定する登録を受けている旅行者であり、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号第1条の3第1項及び第2項）で規定されている旅行業務を行うことができる第1種旅行業又は第2種旅行業の登録を有する事業者であること。

(2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(3) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。

(4) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

(5) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2

条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

3 プロポーザルに関する担当部署等

(1) 担当部署

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）

〒670-0012 姫路市本町68番地

TEL：079-287-3655 FAX：079-222-2410

E-mail：info@himeji-kanko.jp

(2) 契約条項

契約条項を示す期間	令和6年4月19日（金）から令和6年5月31日（金）まで
契約条項を示す場所	ビューローホームページ「ひめのみち」（ https://www.himeji-kanko.jp/ ）

参加表明者は、ビューローホームページ「ひめのみち」（<https://www.himeji-kanko.jp/>）に掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を必要に応じてダウンロードし、使用すること。

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

項目	日時
公告及び要求水準書等の提示	令和6年4月19日（金）
参加表明手続の提出書類の受付期限	令和6年5月1日（水）正午
参加資格確認結果の通知	令和6年5月2日（木）
プロポーザル質問受付期限	令和6年5月10日（金）午後4時
プロポーザルに関する質問への回答	令和6年5月14日（火）午後1時以降
提案資料提出書類の受付期限	令和6年5月22日（水）午後4時
提案内容のヒアリング（予定）	令和6年5月27日（月）

契約候補者の特定・通知	令和6年5月29日（水）
契約締結予定及び審査結果の公表	令和6年5月30日（木）

5 参加表明手続及び資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1-1）
- (イ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (ウ) 所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その3の2）又は法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本）
- (エ) 誓約書（様式1-2）
- (オ) 関連企業申告書（様式1-3）
- (カ) 第2項第1号に掲げる資格を証する旅行業登録票の写し

イ 提出部数

1部

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

エ 提出場所

ビューロー

オ 提出期間（参加表明受付期間）

令和6年4月19日（金）午前9時から同年5月1日（水）正午までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、ビューローの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の正午必着とする。

- (2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は、令和6年5月2日（木）中に電子メールにて参加資格確認通知書を発送する。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、ビューローに対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和6年5月8日（水）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意とする。）によりビューローに提出すること。ビューローは、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。

ウ 提出場所（送信先アドレス）

info@himeji-kanko.jp

エ 提出期限

令和6年5月10日（金）午後4時

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和6年5月14日（火）午後1時以降

イ 回答方法

回答は、ビューローホームページ「ひめのみち」に掲載する。

(3) その他

ア 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答しないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答しない。

イ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

ビューローホームページに掲載する「着地型体験プログラムの開発・催行業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

「着地型体験プログラムの開発・催行業務委託提出書類（提案資料）」のとおり。

なお、様式4～7（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(4) 提出場所

ビューロー

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和6年5月16日（木）午前9時から同年5月22日（水）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、ビューローの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差し替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 ヒアリングの実施

(1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならない。ヒアリングは対面による実施とし、ヒアリングの参加人数は3人以内とする。ヒアリングの開催日時や場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) ヒアリングは、提案資料の質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

(3) 質疑応答はプレゼンテーション10分、審査員からの質疑10分程度とし、審査員からの質疑に対し、簡潔に回答すること。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、着地型体験プログラムの開発・催行業務プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）において実施する。

ウ 審査会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 提案内容の評価において、「E」を含むなど、要求水準を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

オ 審査の経過に対する問合せには応じない。

カ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高いものを契約候補者とする。業務内容の提案に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）が最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）が最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者

の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 業務内容に関する評価

評価項目		評価基準	配点	得点
1	業務の実施体制	業務に関する精通度や業務を遂行する上での体制等を総合的に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施に十分な人員体制か。 ・業務の連絡体制は十分であるか。 ※本業務においては、受託者が本業務の全部又は主体部分を一括して第三者に委託することを禁じるが、本業務の一部を、より専門性の高い第三者へ再委託することまで禁じるものではない。また、再委託が必要な場合は、その旨をあらかじめ通知することで、再委託を認める。	10点	10点
2	類似業務の実績	過去の類似業務の実績により評価する。 なお、類似業務とは、自社開発により地域の観光資源を生かした体験型ツアーの企画・実施したものを指し、実績内容により評価する。 ※地域については市内でなくても可。	5点	5点
3	業務の実施方針	業務の目的について理解し、業務の実施に関する知識や取組意欲を十分に有しているかを評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の主旨・内容を理解しているか。 ・姫路市の観光の現状を理解しているか。 	5点	5点
4	プログラム開発	ビューローが求める魅力的なプログラムの提案で、かつ、実効性の高い提案となっているかを評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・姫路市内滞在の長時間化及び経済効果の誘発を意識しているものとなっているか。 ・ビューローが求めるテーマに沿っているものか。 ・プログラムの内容は実現性の高いものか。 ・プログラムの内容は料金に見合う説得力のあるものか。 ・市外からの観光客の誘引を意識しているか。 	15点	50点
	プログラム販売	ビューローが求める管理運営体制となっているかを評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・運営体制は信頼できるものか。 ・募集・販売方法に工夫が見られるか。 ・安全対策等は信頼ができるものか。 ・プログラムの料金は、費用を踏まえて持続的な運 	10点	

		用が可能となるよう設定されているか。 ・プログラム申込者からの問い合わせに的確に対応できる体制となっているか。		
	プロモーション	ビューローが求めるプログラムの発信となっているかを評価する。 ・各プログラムのターゲットが明確で、かつ、ターゲット設定に説得力のある根拠を有しているか。 ・各プログラムで設定したターゲットに訴求できる広報戦略となっており、かつ、費用が妥当なものであるか。	15	点
	催行・評価	プログラムの催行時の体制は安全なものか。また、アンケートやプロモーションの結果から、プログラムの全体及び催行した個々のプログラムの評価、課題点等が洗い出されているかを評価する。 ・次回催行するプログラムや今後のプログラムについて、方向性や展望を提案できているか。 ・インバウンド向け、及び万博との連携に対しての商品化が判断できるような報告内容となっているか。 ・KPIの達成を意識しているか。	10	点
5	工程表	業務内容を理解し、的確なスケジュールを設定できているかを評価する。 ・実施スケジュールは妥当か。 ・設定理由が明確になっているか。	10	10 点

※1 下表のとおり 5 段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.75
C	BとDの中間程度	各項目の配点×0.50
D	当該項目に関して要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.25
E	当該項目に関して要求水準を満たしていない	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

第8項第1号に定める提出書類の様式7に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

評価点（小数点第3位を四捨五入）

= 20点 × { (見積限度額3,300千円 × 係数0.8) / 提案額 }

※提案額が基準額の8割を下回る場合は、一律20点とする。

ウ 総合評価点

提案等に関する評価点（全審査員の平均点）と事業費（受託希望金額）に関する評価点

の合計により算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 契約候補者の特定を令和6年5月27日（月）に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

ウ 特定された契約候補者は、別途指定する期日までに、本件業務の見積書をビューローに提出すること。

エ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和6年5月31日（金）にビューローホームページ「ひめのみち」に掲載する。

オ 審査の経緯については一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1 1 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号カと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

(4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を準用する。

1 2 参加の辞退に関する事項

(1) 提案者は、第10項第1号カの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

(2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりビューローに持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できものに限る。）で提出すること。なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

(1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者

(2) 提出期限までに提出書類を提出しない者

(3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者

(4) 第1項第3号に掲げる提案上限額を超える金額を提案した者

(5) その他、このプロポーザルの条件に違反した者

1 4 著作権等

- (1) 提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他ビューローが必要と認めるときには、ビューローは提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずは無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

参加申込書及び提案書の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、提案者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。